知床世界自然遺產 地域連絡会議 設置要綱

(目的)

第1条 知床の世界自然遺産の適正な管理のあり方を検討するとともに、効果的な保全管理、普及啓発等を推進するため、「知床世界自然遺産 地域連絡会議(以下「地域連絡会議」という。)」を設置し、関係機関の連絡・調整を図る。

(検討事項)

- 第2条 地域連絡会議は、次に掲げる事項について、必要な検討を行う。
 - (1) 知床世界自然遺産(以下「遺産地域」という。)の管理計画に関する事項
 - (2) 遺産地域の適正な保全・管理を推進するための連絡・調整に関する事項
 - (3) 地域関係団体等の活動支援等による保全管理・普及啓発等の推進に関する事項
 - (4) その他、第1条の目的を達成するために必要と認められる事項

(構 成)

第3条 地域連絡会議は、別紙に掲げる構成機関及びオブザーバーをもって構成する。

(役員)

- 第4条 地域連絡会議に、次の役員を置く
 - (1)会長 1名
 - (2)副会長 2名
 - (3) 監事 2名

(役員の選出等)

- 第5条 役員は、構成員の中から互選する。
 - 2 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(役員の職務)

- 第6条 会長は本会を代表し、会務を掌理する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、会長の職務を代行する。
 - 3 監事は会務及び会計を監査する。

(運 営)

- 第7条 地域連絡会議は、会長が召集し、会長又は会長の指名する者が会議の議事進行を 務める。
 - 2 地域連絡会議には、必要に応じ、構成機関以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 地域連絡会議は、必要に応じ、部会を設置することができる。

(事務局)

第9条 地域連絡会議の事務局は、環境省釧路自然環境事務所、北海道森林管理局及び北 海道環境生活部によって構成し、対外的な連絡窓口は北海道環境生活部が務める。

(その他)

- 第10条 地域連絡会議は、遺産地域の適正な管理に資するため、知床世界自然遺産地域 科学委員会及び知床世界自然遺産地域適正利用・エコツーリズム検討会議等と連携 ・協力を図る。
 - 2 この要綱に定めるもののほか、地域連絡会議の運営に関して必要な事項は別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成15年10月27日から施行する。

平成16年7月7日 一部改正 一部改正 平成17年7月25日 平成18年9月27日 一部改正 平成19年10月29日 一部改正 一部改正 平成22年3月16日 平成22年7月28日 一部改正 平成28年3月3日 一部改正 平成28年9月6日 一部改正 平成29年3月9日 一部改正 令和 元年10月23日 一部改正 令和 2年12月21日 一部改正

(別 紙)

知床世界自然遺産地域連絡会議 構成機関・団体一覧

1. 構成機関・団体

(1) 関係省庁

- ○環境省釧路自然環境事務所
- ○林野庁北海道森林管理局

(2) 地方公共団体

- ○北海道環境生活部/オホーツク総合振興局/根室振興局
- ○北海道教育庁/オホーツク教育局/根室教育局
- ○斜里町
- ○羅臼町

(3) 地元関係団体

- (特非) 知床斜里町観光協会
- (一社) 知床羅臼町観光協会
- ○斜里第一漁業協同組合
- ○ウトロ漁業協同組合
- ○羅臼漁業協同組合
- ○網走漁業協同組合
- ○ウトロ地域協議会
- ○知床ガイド協議会
- 〇(公財)知床財団

2. オブザーバー

- ○海上保安庁第一管区海上保安本部
- ○国土交通省北海道開発局
- ○国土交通省北海道運輸局
- ○知床世界自然遺産地域科学委員会委員長

知床世界自然遺産地域連絡会議 知床世界自然遺産シンボルマーク等管理運営部会 設置要綱

(目的)

第1条 知床世界自然遺産のシンボルマーク(以下「シンボルマーク」という。)の適正な 使用の確保、普及の促進及び知床世界自然遺産地域連絡会議(以下「地域連絡会 議」という。)設置要綱第8条に基づき知床世界自然遺産シンボルマーク等管理運 営部会を設置する。

(検討事項)

- 第2条 部会は、次に掲げる事項について検討する。
- (1) シンボルマークの適正な使用の確保に関する事項
- (2) シンボルマークの普及啓発に関する事項
- (3) その他本会の目的を達成するため必要な事項

(構成員)

第3条 部会は、環境省釧路自然環境事務所、林野庁北海道森林管理局、北海道環境生活 部、斜里町および羅臼町をもって構成する。

(部会長及び副部会長)

- 第4条 部会に部会長、副部会長を置く。
 - 2 部会長は本会を代表し会務を掌理する。
 - 3 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故ある時は部会長の職務を代行する。
 - 4 部会長、副部会長は、構成員の中から互選する。

(運営)

- 第5条 部会は部会長が招集し、部会長又は部会長の指名する者が部会の議事進行を務める。
 - 2 部会には、必要に応じて構成機関以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
 - 3 部会の事務局は北海道環境生活部とする。

(部会の決定)

- 第6条 部会の決定は、あらかじめ地域連絡会議の承認がある場合又は会長が適当と認める場合には、地域連絡会議の決定とすることができる。
 - 2 部会は、シンボルマークの使用状況や、その他必要な事項について、毎年地域連 絡会議に報告する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部会において別に定める。

(附則)

この規約は平成22年4月1日から施行する。

令和2年12月21日 一部改正

知床世界自然遺産シンボルマーク運用規定

知床世界自然遺産地域連絡会議(以下、「地域連絡会議」という。)において、知床世界自然遺産地域における保全管理を広く広報するとともに、保全管理活動や普及啓発活動を適正かつ効果的に推進するために作成した「知床世界自然遺産」シンボルマーク(以下、「シンボルマーク」という。)の適正な使用を確保し、普及を促進するため、次のとおり基準を定める。

(シンボルマークの使用)

第1条 シンボルマークは、この運用規定に基づき、使用を希望する者が、地域連絡会議知床 世界自然遺産シンボルマーク等管理運営部会(以下、「管理運営部会」という。)に対し申請を 行う。

(申請者)

- 第2条 シンボルマークの使用を申請できる者は次のいずれかとする。
 - (1) 知床世界自然遺産に関わる行政機関及び公共性をもつ団体等
- (2) 知床世界自然遺産の環境保全等を行っている企業、団体等
- (3) 斜里町又は羅臼町に居住する個人又は本社を有する企業、団体であって、両町において 生産、製造された商品、主原料が両町において生産された商品又は両町において提供さ れるサービス等を販売する者
- (4) 知床世界自然遺産地域を対象とした旅行商品を提供する者
- (5) 知床世界遺産シンボルマークの趣旨に賛同し、シンボルマークの使用を希望する者

(使用媒体)

- 第3条 シンボルマークは次の媒体に使用できる。
- (1) 非営利を目的とした標識、看板、ポスター、パンフレット、名刺、ホームページ等
- (2)農林水産物や加工品・調理品等の商品やパッケージ
- (3) ステッカー、ピンバッジ、キーホルダー等の商品自体
- (4) 商品や企業等の広報を目的として作成されたポスター、チラシ、ホームページ等

(使用期限)

第4条 シンボルマークの使用許諾期間は5年とし、期間満了後に引き続き使用する場合は、 再度申請しなければならない。

(不許諾基準)

- 第5条 管理運営部会は次のいずれかに該当する場合は、シンボルマークの使用を認めてはならない。
- (1) 知床世界自然遺産のイメージや信用および価値を害すると認められる場合

- (2) 消費者の利益を害すると認められる場合
- (3) 特定の政治活動や宗教活動に関すると認められる場合
- (4) 法令や公序良俗に反すると認められる場合
- (5) 当該商品等の生産過程において、自然環境等に多大な負荷を与えていると判断される場合
- (6) 知床世界遺産に関する法令又はこの要領に反すると認められる場合

(申請書の提出)

第6条 シンボルマークの使用を希望する者は、使用申請書(別紙1参照)を事務局である北海道環境生活部に提出するものとする。なお、申請に際しては、使用デザイン案及び企業等の事業内容がわかる資料を併せて添付することとする。ただし、地域連絡会議の構成員が非営利目的で使用する場合、申請は不要とする。また、新聞社等の報道機関が報道目的において使用する場合は申請不要とするが、後日使用状況等が分かる資料を管理運営部会まで送付すること。

(使用許諾書の発行)

第7条 北海道環境生活部は、前条の申請があった場合には、使用申請審査票(別紙2参照) に基づいてシンボルマークの使用の可否を判断し、使用を許諾する場合には使用許諾書(別紙3参照)を発行する。

(デザイン)

第8条 シンボルマークの使用は、オリジナルデザインの意図するものを損なわないよう十分 留意し、CIシート(別紙4参照)を遵守することとする。シンボルマークを加工した別個のマ ークデザインの使用は認めない。

(他のマークとの併記)

第9条 第2条(3)に該当する者がシンボルマークを使用する場合、シンボルマークと両町 の独自の認証マークを併記することができる。

(メッセージの付記)

- 第10条 シンボルマークを使用する者は、その使用目的等に応じて、シンボルマークと併せて次の表示をすること。
- (1) 知床世界自然遺産の環境保全等に協賛している企業、団体等

「私たちは知床世界自然遺産の保全に貢献しています」等

(2) 斜里町又は羅臼町に居住する個人又は本社を有する企業、団体であって、両町において 生産、製造された商品、主原料が両町において生産された商品又は両町において提供されるサ ービス等を販売する者

「この商品は世界自然遺産・知床で生産、製造されています」

「私たちは世界自然遺産・知床で活動しています」等

(3)シンボルマークの趣旨に賛同し、シンボルマークの使用を希望する者およびステッカー、ピンバッジ、キーホルダー等の商品自体に使用する場合

「私たちは知床世界自然遺産の保全に取り組んでいます」等

(改善の指示)

第11条 管理運営部会は、シンボルマークの使用許諾後にあっても、使用に不具合が生じた場合には改善を指示できるものとする。

(許諾の取り消し)

第12条 前条の改善指示に従わない場合には、シンボルマークの使用許諾を取り消すことができるものとする。

(問題への対処)

第13条 シンボルマークの使用に起因する問題が起こった場合にも、地域連絡会議及び管理 運営部会は一切の責任を負わない。また、問題が発生した場合には速やかに管理運営部会に報 告するとともに、対策を講じなければならないものとする。

(運用規定の履行)

第14条 シンボルマークを使用する者は、信義にしたがい、誠実にこの運用規定を履行しなければならない。

(その他)

第15条 この運用規定に定めのない事項及びこの運用規定に関し疑義が生じたときは、管理 運営部会とシンボルマークを使用する者とが協議して定める。

平成 23 年 3 月 18 日 一部改定 令和 2 年 12 月 21 日 一部改定

知床世界自然遺産シンボルマーク運用規定 細則

本細則は世界自然遺産シンボルマーク運用規定に関し、必要な事項を定めるものとする。

第1条 運用規定第2条(1)に規定する知床世界自然遺産に関わる行政機関及び公共性をもつ団体等とは以下のとおりとする。

(1) 知床世界自然遺産地域連絡会議および適正利用・エコツーリズム部会 構成員

ア. 行政機関

- •環境省
- 林野庁
- 北海道
- · 北海道教育庁
- 斜里町
- 羅臼町
- 釧路開発建設部
- 網走開発建設部
- 北見運輸支局
- 釧路運輸支局
- •網走海上保安署
- 羅臼海上保安署
- · 北海道警察釧路方面本部
- 北海道警察北見方面本部

イ. 公共性をもつ団体等

- ・ウトロ漁業協同組合
- 斜里第一漁業協同組合
- · 羅臼漁業協同組合
- 網走漁業協同組合
- ・ウトロ地域協議会
- ・知床ガイド協議会
- (公財) 知床財団
- (特非) 知床斜里町観光協会
- (一社) 知床羅臼町観光協会
- 知床自然保護協会
- 斜里山岳会
- ・羅臼山岳会
- ・羅臼遊漁釣り部会
- 斜里町小型観光船協議会
- 知床羅臼観光船協議会
- (一財) 自然公園財団知床支部
- ・知床ウトロ海域環境保全協議会

(2) 知床世界自然遺産に関わる地域関係団体等

※知床エコツーリズム推進協議会構成員を基本とするが、知床ユネスコ協会のみ例外的 に追加。

- ・ウトロ自治会
- · 知床温泉旅館協同組合
- 知床民宿協会
- 斜里町商工会
- 斜里町農業協同組合
- ・(公財)北海道アイヌ協会網走地区 斜里アイヌ協会
- ・知床ユネスコ協会

- 羅臼町旅館組合
- •羅臼町商工会
- ·羅臼町連合町内会
- · 羅臼町酪農振興協議会
- ・(公財) 北海道アイヌ協会根室地区 羅臼アイヌ協会

第2条 シンボルマーク使用に関する事務手続きは事務局である北海道環境生活部が行い、 台帳(別紙)を作成管理し、毎年、使用状況等を地域連絡会議に報告するものとする。

第3条 運用規定第4条(2)に規定する許諾基準に関して、斜里町または羅臼町以外において生産された魚介類に対してシンボルマークを使用する場合、消費者の利益を害すると認められる可能性があるため、使用許諾の判断は管理運営部会において十分に議論のうえ決定することとする。

その他

第4条 この運用規定細則に定めのない事項については、別途協議する。

令和2年12月21日 一部改正

知床世界自然遺産地域連絡会議 知床世界自然遺産シンボルマーク等管理運営部会 殿

申請者 住所

氏名

(担当者氏名)

TEL: FAX:

E-mail:

「知床世界自然遺産」シンボルマークの使用について

「知床世界自然遺産」シンボルマークを使用したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 使用目的
- 2 使用概要

※別途、使用デザイン案と企業等の事業内容がわかる資料を添付してください。

知床世界自然遺産シンボルマーク使用申請 審査票 別紙2

申請NO

【申請内容】							
	(申請者)						
	(使用目的)						
	(使用概要)						
<u> </u>	該当箇所に🗹を記入(シンボルマーク運用規程により確認)						
【申	請者】 (第2条)						
	知床世界自然遺産に関わる行政機関及び公共性をもつ団体等						
	知床世界自然遺産の環境保全等を行っている企業、団体等						
	斜里町又は羅臼町に居住する個人又は本社を有する企業、団体であって、両町におい						
	て生産、製造された商品、主原料が両町において生産された商品又は両町において提 供されるサービス等を販売する者						
L_							
	知床世界自然遺産地域を対象とした旅行商品を提供する者						
	知床世界遺産シンボルマークの趣旨に賛同し、シンボルマークの使用を希望する者						
【使用媒体】 (第3条)							
	非営利を目的とした標識、看板、ポスター、パンフレット、名刺、ホームページ等						
	農林水産物や加工品・調理品等の商品やパッケージ						
	ステッカー、ピンバッジ、キーホルダー等の商品自体						
<u> </u>	商品や企業等の広報を目的として作成されたポスター、チラシ、ホームページ等						
【不	【不許諾基準】 (第4条)						
	知床世界自然遺産のイメージや信用および価値を害すると認められる場合						
	消費者の利益を害すると認められる場合						
	特定の政治活動や宗教活動に関すると認められる場合						
Ш	法令や公序良俗に反すると認められる場合						
	当該商品等の生産過程において、自然環境等に多大な負荷を与えていると判断される 場合						
	知床世界遺産に関する法令又はこの要領に反すると認められる場合						
【特	【特記·参考事項】						

令和 年 月 日

様

知床世界自然遺産地域連絡会議 知床世界自然遺産シンボルマーク等管理運営部会

「知床世界自然遺産」シンボルマークの使用について

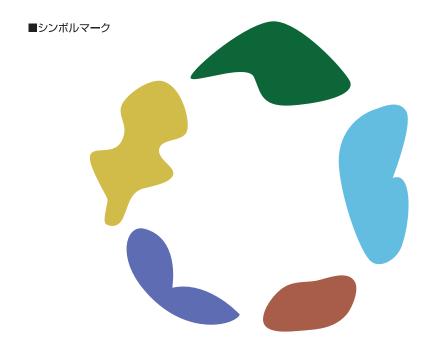
令和 年 月 日付けで申請のあった標記については、次のとおり使用を許諾します。

記

- 1 使用目的
- 2 使用概要
- 3 使用期限(5年間) 許諾日から令和 年 月 日まで (期間満了後に引き続き使用する場合は、再度申請してください。)
- 4 メッセージの付記

「私たちは知床世界自然遺産の保全に貢献しています」等、使用媒体にあわせたメッセージを付記してください。

SHIRETOKO WORLD NATURAL HERITAGE CI SHEET



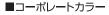
■ロゴタイプ

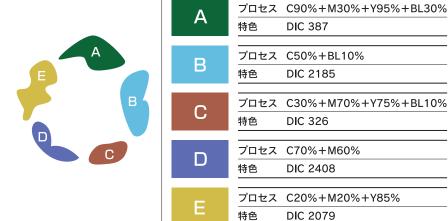
畑 知床世界自然遺産

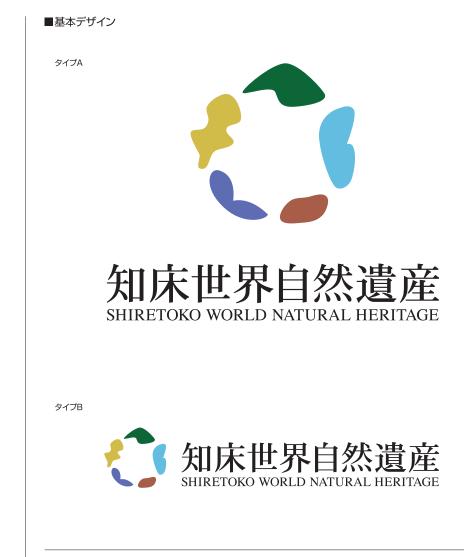
(欧文) SHIRETOKO WORLD NATURAL HERITAGE

知床世界自然遺產 SHIRETOKO WORLD NATURAL HERITAGE

※書体名 和文/平成明朝体W5·欧文/Times-Regular











(左右65mmの想定)

(左右65mmの想定)

サイン・ディスプレイまたは各種 ツールの制作にあたり、マーク内 にロゴを配置する必要性がある 場合、マークのやわらかいイメー ジを損なわないようにサイズの 規定をしています。

- ●シンボルマークの中にロゴタイプを入れる場合は、マークの左右65mm以下での使用は不可。
- ●サインなどで大きく使用する 場合は、ロゴはマークのサイズ (左右)の1/3以下とする。



シンボルマーク使用台帳 別紙

申請NO	年度	許諾年月日	許諾期限	申請者	申請内容	備考
例	R2	R2.11.17	R7.11.16	斜里町	パンフレット	行政機関による使用
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						